（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部改正）

**第百二十五条**　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （厚生労働省令で定める診断書）<br>**第十四条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める診断書は、次に掲げる事項を記載した書面とする。<br>一～三　（略）<br>四　診断書を作成した医師の氏名<br>五　（略） | （厚生労働省令で定める診断書）<br>**第十四条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める診断書は、次に掲げる事項を記載し、当該診断書を作成した医師が記名押印又は署名した書面とする。<br>一～三　（略）<br>（新設）<br>四　（略） |

（生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正）

**第百二十六条**　生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。